

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 山本山トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	1月13日	特記仕様書	P18	20	特記仕様書P18、「20.業務用プレートに関する事項」において業務用プレート(ETC対応)等を受注者に貸与して頂けるのですが高速料金については今回の見積りに計上する必要はございますでしょうか。別途精算でしょうか。	特記仕様書 20.業務用プレートに関する事項に記載のとおり『交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車』のみ貸与します。 そのため上記に要する高速料金費用は発生しません。
2	1月13日	特記仕様書	P18	20	本工事の施工に必要な車両として施工管理/パトロール車も業務用プレート(ETC対応)等を貸与いただき、高速道路料金をご精算頂けるとい認識で宜しいでしょうか。また、高速料金については今回の見積りに計上する必要はございますでしょうか。別途精算でしょうか。	特記仕様書 20.業務用プレートに関する事項に記載のとおり『交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車』のみ貸与します。 施工管理パトロール車は共通仕様書 1-34-1 「諸経費」に含まれるものとしてお考え下さい。
3	1月13日	特記仕様書	P11	13-6(1)	規制帯設置から撤去までの間は高所作業車などの作業車は規制帯内に留置することは可能でしょうか。それとも毎日の作業終了時に一度規制帯外へ搬出して翌朝に再入場となるかご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。 なお、規制帯内に高所作業車などの作業車を留置する際、施工計画書を監督員へ提出し確認を得てください。 お客様の安全に配慮した施工計画としてください。